

日本化粧品技術者会大阪支部 細則

第1条(名称)

本支部は、日本化粧品技術者会(The Society of Cosmetic Chemists of Japan:略称 SCCJ)の大阪支部(Osaka Chapter of the Society of Cosmetic Chemists of Japan)と称する。

第2条(事業)

本支部は、SCCJの目的に沿うと考えられる、講演会、研修会、勉強会等の事業を行う。

第3条(役員)

- 1) 本支部に、次の役員を置く。役員の任期は2年とし、再選・重任を妨げない。
 - (1) 幹事長 1名
 - (2) 副幹事長 若干名
 - (3) 会計幹事 1名
 - (4) 幹事 若干名
 - (5) 幹事会相談役 若干名
- 2) 幹事の中から、部会長を選任する。
- 3) 幹事長は必要に応じ、幹事長、副幹事長、会計幹事で構成される「三役会」を招集し、幹事会への議案の作成および会の運営に関する討議にあたる。

第4条(役員の任務)

- 1) 幹事長は、本支部を代表し、副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故ある時これを代行する。
- 2) 会計幹事は会計の会務を分掌し、幹事は本支部の運営に任じ、事業を推進し会務を処理する。
- 3) 幹事会相談役は、本支部の運営に参画し、幹事長をたすける。

第5条(役員の選出)

- 1) 幹事は、正会員から選出し、幹事長、副幹事長及び会計の幹事は幹事の互選により定める。
- 2) 部会長は、幹事から選出し、幹事会の議を経て、幹事長が委嘱する。
- 3) 幹事会相談役は、本支部活動に貢献した役員経験者から若干名を幹事会が選出し、幹事長が委嘱する。

第6条(幹事の選出)

運営役員の選挙(規約第14条・細則第6条)で選出された大阪支部選出運営役員が、支部運営に必要な人数の幹事を選出し、幹事会の承認を得る。

第7条(選挙管理委員)

運営役員の選挙(規約第14条・細則第6条)実施に伴い、幹事会が若干名の選挙管理委員を選任する。選挙管理委員は、選挙結果を幹事会に報告する。

任期は、4年とする。

第8条(幹事の代理並びに義務)

幹事に事故あるとき、代理人を以ってこれにあてることができる。代理人は幹事会等において意見の発表ができると共に担当事項について会務処理をしなければならない。

第9条(幹事の進退)

幹事に転退職その他その身分に重大な変化が生じた場合、速やかにその進退を明らかにするものとする。遅延したときは、幹事会に一任したものとみなす。

第10条(幹事の欠員補充)

幹事に欠員を生じた場合の補充については、幹事会がこれを必要と認めた場合、前任者の残任期間に限り幹事会の推薦による幹事をこれにあてる事ができる。

第11条(相談役・顧問)

本支部は、幹事会の議を経て、相談役、顧問をおくことができる。

1) 相談役

相談役は、本支部に特に功労のあった方で幹事会の推挙を受けた者とする。

2) 顧問

顧問は、学識経験者にして本支部の目的達成のため事業に関与する。

<相談役・顧問の会員区分>

相談役:名誉会員

顧問:シニア会員

<相談役・顧問の年会費>

名誉会員:無料。

顧問:委嘱された期間は無料とする。

第12条(会計監査)

1) 会計監査は、会員から幹事会が選出し、幹事長が任命委嘱する。任期は2年とし、再選・重任を妨げない。

2) 会計監査は、本支部の資産管理及び収支報告が適正であるかどうかの監査を行う。

3) 会計監査は、必要に応じて幹事会に出席する。

第13条(常議員)

1) 常議員は、会員から幹事会が選出し、幹事長が任命委嘱する。任期は2年とし、再選・重任を妨げない。

2) 常議員は、本支部の運営にあたって幹事会に協力し活動するものとする。

3) 常議員は、1社1名を原則とし、必要に応じて増員することができる。

4) 常議員に欠員が生じた場合の補充については、幹事会がこれを必要と認めた場合、前任者の残任期間に限り幹事会の推薦による常議員をこれにあてることができる。

5) 常議員はいずれかの部会に所属し、担当部会の会務を行う。

第14条(委員)

各部会の委員は、幹事及び常議員から部会長が選出し、幹事会の承認を得て、幹事長が任命委嘱する。任期は2年とし、再選・重任を妨げない。

第15条(会議)

本支部の会議は、幹事会、三役会、常議員会、並びに部会とする。

第16条(幹事会)

1) 幹事会は総会の決議事項を執行し、本支部の事業に関する企画・立案およびその実施運営について責任と権限を持つものとする。

2) 幹事会は必要に応じ幹事長が召集し、幹事の過半数以上の出席を以って成立し、決議は出席幹事の過半数を以って決する。

3) 幹事会相談役は、幹事会に出席し、意見を述べる事ができるが議決権はない。

第17条(常議員会)

- 1) 常議員会は本支部の事業計画、事業推進について、討議・検討を行う。
- 2) 常議員会は、必要に応じ幹事長が招集する。

第18条(部会)

- 1) 部会は本支部の事業計画、事業推進について、討議・実行する。
- 2) 部会は必要に応じ部会長が招集する。

第19条(運営資金)

本支部の運営資金は、統一会計からの活動費、本支部が行う事業収入、並びに臨時会費等による。

第20条(資産・収支管理)

本支部の資産管理及び会計収支については、幹事会が責任を負うものとする。

第21条(予算・決算)

- 1) 本支部の予算は、会計幹事が作成し、幹事会の議を経て運営役員会で審議し、総会に提出して承認を得なければならない。
- 2) 本支部の決算は、会計幹事が作成し、会計監査の監査を受けたのち、幹事会において確認し、運営役員会で審議し、総会に提出して承認を得なければならない。

第22条(協賛)

本支部は、幹事会の議を経て、事業の目的に関連する、他の団体の事業に協賛することができる。

第23条(内規)

本細則に定めのない事項で本支部の運営上必要と認められ、かつ本細則に反しない事項は、幹事会定数の過半数の承認を得て、内規として実施することができる。

第24条(細則の改廃)

本支部の細則の改廃は幹事会の議を経て、運営役員会に報告し、総会にて承認するものとする。

本細則は総会の議をもって、2012年(平成24年)5月25日より施行する。